第七百三十三条の二十五の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七百三十三条の二十五の二　第七百三十三条の二十四第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百三十九条の六第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　前条第一項又は第二項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百四十七条の四の前の見出し中「地方税関係通知」を「地方税関係通知等」に改め、同条第一項中「行政機関の長をいう。」の下に「以下この項、」を加え、「のうち、地方税関係法令」を「及び国税関係通知（国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。）に関する法律又はこれに基づく命令若しくは規則（以下この項及び次条第一項において「国税関係法令」という。）の規定に基づき行政機関の長が行う第七百六十二条第一号ロに規定する通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、地方税関係法令又は国税関係法令」に改め、「除き、地方税関係法令」の下に「及び国税関係法令」を加え、同条第二項の表第二項の項中「同じ。」の下に「又は国税関係法令（同法第七百四十七条の四第一項に規定する国税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」を加え、「地方税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知（同法第七百四十七条の四第一項」を「地方税関係法令及び国税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知（同条第一項」に改め、同表第四項の項中

地方税関係法令	当該地方税関係法令

を

地方税関係法令又は国税関係法令	当該地方税関係法令及び国税関係法令

に改める。

第七百四十七条の五第一項中「地方税関係通知」の下に「及び国税関係通知」を、「のうち地方税関係法令」の下に「又は国税関係法令」を加え、「及び相続税法第五十八条第二項の規定による」を「並びに税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の長に対して行う第七百六十二条第一号ロに規定する」に、「地方税関係法令及び相続税法第五十八条第二項」を「地方税関係法令、国税関係法令及び同法第五十六条」に改める。

第七百四十七条の六第三項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

４　前項の規定により機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等に委託した場合において、法人の事業税その他の政令で定める地方税（当該地方税に係る申告書の提出期限と同時に法定納期限（第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。以下この項において同じ。）が到来するものに限る。）に係る特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものが法定納期限に行われたとき（その税額が総務省令で定める金額以下である場合に限る。）であつて、政令で定める日までに特定金融機関等にその納付又は納入がされたときは、その納付又は納入の日が法定納期限後である場合においても、その納付又は納入は法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

第七百四十八条第一項中「附則第十二条の二の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改める。

附則第三条の二第一項中「、第百六十九条第二項、第百七十条第一項、第百七十七条の十八第一項」を「、第百六十五条第一項」に、「、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項」を「、第四百五十七条第一項」に改める。

附則第三条の三第一項中「第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項」を「第三十三条の二まで、附則第三十三条の三から第三十五条の三まで、附則第三十五条の三の二第一項及び第六項、附則第三十五条の三の四第一項」に、「附則第三十五条の四」を「附則第三十五条の三の六」に改め、同条第二項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、同項第三号及び同条第五項第二号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同項第三号中「、附則第五条の四の二第一項」を削る。

附則第四条第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四条の五第一項中「から令和九年度まで」を「以後」に、「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「、同項第四号」に、「一般用医薬品を」を「一般用医薬品及び同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品を」に改め、「支払つた場合」の下に「（同条第一項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つた場合に限る。第三項において同じ。）」を加え、「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と」を削り、「定めるもの」の下に「をいう。）」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費（同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。）の」に改め、同条第三項中「から令和九年度まで」を「以後」に改め、「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「を削り、「定めるもの」の下に「をいう。）」を加え、「特定一般用医薬品等購入費の」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。）」に、「特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。）の」に改め、同条第三項中「から令和九年度まで」を「以後」に改め、「「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「を削り、「定めるもの」の下に「をいう。）」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。）」に、「特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。）の」に改める。

附則第五条の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第五条の四の二に見出しとして「（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年度」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び附則第四十五条において「居住年」という。）が」に、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成七年法律第十一号）」を加え、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係